

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
9月7日
(金曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………
- 宇部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………
- 山陽小野田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………
- 教委公告
一般競争入札の実施……………



山口県告示第三百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年九月七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団川下整形外科		岩国市車町二丁目一三番一九号	平成三〇、六、三〇
さかむら歯科医院		宇部市野中五丁目五番一号	四、一三
川端町薬局		周南市川端町二丁目一九	六、三〇

山口県告示第三百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年九月七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
川下整形外科		岩国市車町二丁目一三番一九号	平成三〇、七、一
くすのき薬局		防府市八王子一丁目二四番一八号	〃 〃 〃



(二〇〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年四月二十四日山口県公告(八八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年九月七日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年九月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク琴芝店
所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二〇一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年四月二十四日山口県公告(八九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府

市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年九月七日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年九月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一の一五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二〇二) 宇部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年九月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画地区計画宇部新都市地区地区計画

宇部都市計画地区計画小野田・楠企業団地地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二〇三) 山陽小野田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年九月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画地区計画小野田・楠企業団地地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年九月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

(二) 県立学校校務支援システム 一式

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 使用期間

平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十九日までの間

(五) 使用場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使

用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成三十年山口県告示第四十三号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成三十年九月七日から同年十月十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十五年四月一日から平成三十年九月七日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七) 県立学校校務支援システム導入業務総合評価審査委員会の委員が所属する法人でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁教職員課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県教育庁教職員課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札より行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県教育庁教職員課

(三) 受領期限

平成三十年十月十八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成三十年十月十九日午前十一時）

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育委員会室

(二) 日時

平成三十年十月十九日午前十一時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案の評価

提案書に記載された全体計画及び技術的能力、システム基盤の要件、システムの機能並びに附帯要件に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画及び技術的能力、システム基盤の要件、システムの機能並びに附帯要件に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び機能評価（システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 二百点

- (2) 機能評価
 全体計画及び技術的能力 百点
 システム基盤の要件 百四十点
 システムの機能 三百六十点
 附帯要件 二百点
- 4 適否判定
 県立学校校務支援システム導入業務総合評価審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。
- 十一 落札者の決定方法
- (一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点（価格評価及び機能評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者としなす。
- (二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能評価に係る評価点が高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 十二 その他
- (一) 契約担当者
 山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成三十年十月一日午後五時十五分までに山口県教育庁教職員課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成三十年十月九日までに発送する。
- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書（外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
- 3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

- (五) 契約保証金
 免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年九月二十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県教育庁教職員課（電話〇八三一九三三三三四五〇）に問い合わせる。
- 十三 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Educational Personnel Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: a Support System for Prefectural School Operation
- (3) Use term: From March 1, 2019 to February 29, 2024
- (4) Use place: The place designated by an official in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Personnel Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-9334540)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. October 18, 2018 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M. October 19, 2018)
- 別表第一

評価の項目	評価の基準
全体計画及び技術的能力	県立学校校務支援システムの構築及び借入れに至る背景や課題を十分に理解し、構築及び借入れの目的並びにシステムの保守及び管理についての提案の趣旨が明確に記述されていること。
提案の趣旨	仕様書に基づく具体的な導入スケジュール及びシステムの構築体制について提案されていること。
導入スケジュール及び実施体制	仕様書における導入の美観について記述されていること。
導入稼働実績	提案する県立学校校務支援システムの高等学校、中等教育学校及び中学校における導入の美観について記述されていること。
セキュリティ要件	仕様書に示す要件等を踏まえて、セキュリティ対策について具体的に記述されていること。
データセンター	仕様書に示す要件等を踏まえて、データセンターについて具体的に記述されていること。
システム基盤の	2 システムの安定稼働を保證できる機器構成について提案されていること。
ネットワーク分離	1 県のシステム動作環境に応じた対策及びその解説について具体的に記述されていること。

要件	システム機能要件	<p>2 校務系システムと学習系システムのネットワーク分離の手法が具体的に記述されていること。</p> <p>3 システムの安定稼働を保証できる機器構成について提案されていること。</p>
	システム機能要件 共通要件 生徒情報管理機能 履修・講義管理機能 出欠管理機能 成績管理機能 単位認定機能 指導要録・調査書機能 証明書発行機能(事務室機能) 時間割作成機能 定期考査時間割作成機能 生徒履修登録機能 通信制機能 中等教育学校機能(中学校機能) 進路管理機能 保健管理機能 教育委員会機能	仕様書に示す要件等を踏まえて、提案する県立学校校務支援システムの実現される機能以外に記述されていること。 提案するシステムにより実現される機能が一覽で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能
附帯	データ移行	仕様書に示す要件等を踏まえて、データ移行について具体的に記述されていること。
	操作研修	仕様書に示す要件等を踏まえて、操作研修について具体的に記述されていること。
運用保守の業務	仕様書に示す運用保守要件を踏まえて、運用保守の業務内容が記述さ	

の内容	<p>1 システム構築に係る総費用が提案されていること。</p> <p>2 システム保守経費の削減について、その手法と、経費が提案されていること。</p>
総費用及び運用保守経費の削減	
課題への対応	<p>1 運用期間内に発生が予想される課題への対応の方法と本県の負担について明確に記述されていること。</p> <p>2 県立学校からの要望に対する対応の方法と本県の負担について明確に記述されていること。</p> <p>3 関連する法令、制度等の改正に伴う対応の方法と本県の負担について明確に記述されていること。</p>
その他有効な提案	保守管理に関して仕様で定めるもの以外の提案がある場合には、その内容及び創意工夫した点について具体的に記述されていること。

別表第二

判定の項目	判定の基準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であるかどうか、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

平成三十年九月七日
發行

發行
人所

山口
県知事
庁